

新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（第1報）

鹿児島大学大学院臨床心理学研究科

はじめに

感染症対策については、注意を少しでも怠ると、新型コロナウイルスに感染する危険性があり、誰にでも起こりうる可能性があります。症状がなくても、自分自身が感染しているかもしれないという意識の下で、基本的な感染防止対策の徹底を行い、うつさない、うつらないための日頃の行動に一層の注意を払ってください。一人一人の行動が、感染拡大防止の鍵を握っていることを自覚し、以下のガイドラインに従って生活するように心がけてください。（令和3年5月10日付け学長通知「新型コロナウイルス感染拡大防止について」より）

I 基本事項

- 1 感染リスクが高まる「5つの場面」（①飲食を伴う懇親会等、②大人数や長時間に及ぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり）を踏まえ、コンパ等の飲み会、カラオケ、麻雀のような狭い空間での遊戯等については自粛すること。複数人との飲酒に関しては、飲食店のみならず自宅においても同様とする。
- 2 手指の洗浄及び消毒の確実な励行
- 3 密閉空間での定期的な換気の実施
- 4 マスクの着用（学内実習においては必ず不織布マスクを使用するほか、授業等の実習以外の場面において人と対面する場合でも、できる限り不織布マスクを使用する）
- 5 毎日の健康管理の実施

II 移動に関する事項

- 1 海外渡航は禁止する。
- 2 不要不急の県外への移動は自粛すること。特に、「地域内に広範に感染者が発生している地域 Level 3」への移動は可能な限り自粛すること。なお、Level 3 地域の確認は以下の URL にて確認すること。
<https://www.kufm.kagoshima-u.ac.jp/~ict/shingatakoronauirusu/ryuukouchi%20kokunai.pdf>
- 3 就職試験等のやむを得ない事情により、県外に移動する必要がある場合には、事前に指導教員にその旅程について報告すること。特に、帰鹿予定日は必ず届け出ること。もし、届出を怠って移動した事実が発覚した場合には、その事情や状況によっては、何らかの処分を想定した必要な措置を講ずる場合があること。
- 4 就職試験等のやむを得ない事情により、緊急事態宣言及びまんえん防止等重点措置が発令されている場所に滞在した場合には、帰鹿した日から2週間は健康観察期間とし、この間の健康管理チェック表に必ず記入を行い、別に指定する方法によって確実に提出すること。
- 5 健康観察期間中に発熱等の体調不良があった場合には、登校しないこと。

- 6 健康観察期間中に心理臨床相談室のケースが予定されていることが予め把握できている場合には、ケース責任者の教員等に報告の上、必要な対応を行うこと。
- 7 やむを得ない事情により、家族が他県等から来鹿して自宅に滞在し、同居することとなった場合は、当該家族が自宅に到着後、2週間は健康観察を十分に行っていただき、体調不良等があれば、登校を控えること。(鹿児島大学 新型コロナウイルス感染拡大に関する対応について (通知) 第3報)

Ⅲ 学内実習に関する事項

「心理臨床相談室感染症対策ガイドライン」に従って対応すること。なお、移動に関する事項は上記Ⅱに従って対応すること。

Ⅳ 学外実習に関する事項

各学外実習先の感染症防止対策に従って対応すること。

Ⅴ 授業に関する事項

『令和3年度の授業実施方針 R3.3.30 学長・理事(教育担当)』に基づき、実施する。各科目の具体的な実施方法等については、各授業担当教員からの指示に従って受講すること。なお、移動に関する事項は上記Ⅱに従って対応すること。

Ⅵ 罹患または罹患した可能性がある場合

以下の URL に定められた事項に従い、適切に対応すること

<https://www.kagoshima-u.ac.jp/information/2020/03/post-1514.html>

Ⅶ その他

新型コロナウイルスの感染拡大状況により、更に新たな対策や措置を講ずる必要がある場合も想定されるので、本学の HP 等、常に最新の情報を確認すること。